

身体拘束は人権侵害  
精神科医療 体験者 10年で倍増  
国連委見解「非人道的な行為」

精神科病院などで、患者の隔離や身体拘束が増えている。こうした状況を人権侵害と告発する人びとが 25 日、衆議院第一議員会館で「これでいいのか！精神医療！」と銘打った集会を開いた。拘束体験者から「一時的とは言えない拘束はやめるべきだ」といった声上がるなど、集会では精神科医療への批判が相次いだ。  
(木村留美)

厚生労働省の調査によると、精神科病院で手足や腹部を専用の器具でベッドなどにくくりつけられた患者の数は、2013 年度に全国で 1 万 229 人。03 年度の 5109 人から 10 年間で 2 倍になった。

さらに内側から開けることができない個室に隔離する措置も、同じ期間で 7741 人から 9883 人に増えた。

ちなみに精神保健福祉法は、身体拘束などの措置を「本人や他人を傷つける恐れがある」など、精神保健指定医が必要と判断した場合だけに限定している。

集会で講演した杏林大学の長谷川利夫教授（精神医療）は「現状では不穏や他動の症状がみられるという医師の判断があれば、医療の名の下で何でもできるようにになっている」と、安易に身体拘束がなされている現状を報告。患者が自身を落ち着かせるために歩いてただけで「多動」と判断され、身体拘束に至った事例もあったという。

一方、海外では対照的に器具を使って興奮した患者を拘束するのではなく、数人の医師らが抱きつき「大丈夫」などと励ましつつ、落ち着かせる方法がとられている例が紹介された。

長谷川教授は「世界保健機構（WHO）の原則では、身体拘束は 4 時間までとなっている。ところが、日本では拘束の基準や期間がはっきりしていないことも問題だ」と指摘した。

国連拷問禁止委員会が 13 年に採択した見解でも、身体拘束は「非人道的及び品位を傷つける取り扱いにあたり得る行為」で、人権侵害とみなしている。

集会では、拘束経験のある患者も発言した。当事者団体の全国「精神病」者集団運営委員、関口明彦さん（63）は最長 2 週間の拘束をされた体験を紹介。「部屋を必要とする隔離と違い、拘束はベッドさえあれば、措置できるので簡単に使われている。医師が『不穏』と言えば拘束が認められてしまうなんて、とんでもないことだ」と訴えた。

別の男性も「拘束中はトイレに行きたくても行けないため、女性看護師を呼

ばなければならない。一片のプライバシーすらなく、つらかった」と打ち明けた。男性は隔離についても「外の空気が吸えないのはきつい」と話した。

一方で、看護師の女性からは「安全のために、患者を抑制（身体拘束）せざるを得ない場合もある。（拘束は）看護師も医師の指示で心を痛めながらやっている。患者を縛らなくてもよい医療体制をどうつくれるのか。それを考えていく必要がある」と提起した。

集会では、身体拘束などを「極めて重大な人権問題」と規定、「精神科医療の異常性を示すもので、縮減を急がねばならない」というアピールを採択した。

近年では、認知症により身体拘束される事例も増えているという。長谷川教授は「入院すれば、まず拘束からという病院もある。そもそも身体拘束は、人権侵害に直結する問題であることを理解してほしい。血栓ができやすくなるし、身体的なリスクも高まる。やむを得ず拘束する場合は、実施に至った過程が分かるように撮影するなど、可視化していく必要があるのではないか」と提言している。

中日新聞 2016年10月26日 朝刊